

広島県選挙管理委員会告示第十九号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定により、個人演説会を開催することができる施設として次のとおり指定した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
安芸高田市吉田老人福祉センター	安芸高田市吉田町吉田一三二四番地一	平成二五年七月二九日
可愛振興センター	安芸高田市吉田町山手一三九二番地二	平成二五年七月二九日
安芸高田市八千代文化施設フォルテ	安芸高田市八千代町佐々井一三九一番地一	平成二五年七月二九日
北地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町北四四一番地	平成二五年七月二九日
生桑地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町生田二〇〇七番地	平成二五年七月二九日
本郷地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町本郷二八三〇番地一	平成二五年七月二九日
横田地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町横田一九三六番地一、一九七〇番地	平成二五年七月二九日
面山森林公園管理棟	安芸高田市高宮町佐々部	平成二五年七月二九日
下佐コミュニティセンター	安芸高田市高宮町佐々部一五二一番地	平成二五年七月二九日
安芸高田市向原生涯学習センターみらい	安芸高田市向原町坂三三三番地	平成二六年三月二日